

平成24年第2回川崎市地域自立支援協議会全体会摘録

日 時：平成24年11月2日金曜日 9時30分から11時30分

場 所：明治安田生命ビル第1会議室

出席者：赤塚会長、船井副会長、阿部委員、伊藤委員、蝦名委員、大窪委員、小島委員、
佐久間委員、住舎委員、関山委員、武居委員、巴委員、西川委員

欠席者：伊藤委員、巴委員

事務局：北嶋、広瀬、大場、別府、中古、淵上、野原、遊座、柳原、滝口、笹島、佐藤

行 政：障害保健福祉部佐藤部長、萩原担当部長、
障害計画課左近課長、障害計画課小林課長補佐、角野職員、障害福祉課吉川課長、
こども本部こども福祉課山口課長

(摘録)

(左近課長)

- ・本日は、第2回全体会で、行政報告を数点の後に、専門部会の中間報告を行い、これまでの議論の整理と方向性を協議いただきたい。
- ・市の協議会のホームページが公開され、この全体会議の様子も掲載したいと考えており、写真を撮影したい。(了承)
- ・この後の進行は、赤塚会長にお願いします。

1. 開会あいさつ

(赤塚会長)

- ・本日は2回目の全体会議となるが、1回目の全体会議で確認されたことの進捗状況の報告が中心となる。同時に、国の施策も新しいものが付け加わっているので、川崎市としての取組も進んでいるので、報告いただく。
- ・傍聴者が1名お見えになられている。この会議は、傍聴を認めているので御了承いただきたい。
- ・本日は、委員間の距離も小さくなるように、机の配置を小さな会議形式で取らせていただいた。報告者は報告席から報告いただく形を取らせていただくのでよろしくお願ひしたい。

2. 行政報告

(1) 相談支援事業所再編に伴う法人選定結果について

(左近課長：資料1に基づき説明)

- ・相談支援事業所の再編については、前回も進捗を報告したが、法人の公募の手続きを進め、全ての法人が決まったので報告する。
- ・中原区だけ地域型の設置が2か所となっているのは、指定管理施設である「ようこう」が次年度まで指定期間が残っているためである。
- ・応募状況は再公募を含め、資料にあるとおり。川崎区は地域型3か所の枠に5法人の応募があった。多摩区は基幹型1か所ところに2法人の応募であったが、基幹型の選考から漏れた法人からは、基幹型が漏れた場合には、地域型を応募する意向が法人にあったため、基幹型が選考から漏れたため、地域型の中で選考する手続きを取った。中原区と高津区は地域型をそれぞれ1か所再

公募したが、高津区は2法人から応募いただいた。結果は資料にあるとおり。

- ・法人選定後には、主任者に集まっていただいて、来年4月の開設に向けて月1回準備会を開いている。その他にも、地域型、指定相談支援事業所などの集まりを通じて、情報を共有していきたいと考えている。

(2) 障害者虐待防止法における川崎市の体制と施行後の状況について

(左近課長：資料2に基づき説明)

- ・通報のための電話を市民に分かりやすいように専用回線を設けた。電話を受ける側は精神保健福祉士や社会福祉士、保健師などの専門スキルを持った方が受けている。
- ・10月1日以降、相談・通報等を受けた件数は資料にあるとおり。電話がかかってきた数は27件。全体の通報・届出件数は18件。虐待事案として対応しているものが16件。終了したものが3件。現在対応中が13件。養護者による虐待が全体で10件だが、保健福祉センターが中心に対応している。区ごとでは麻生区が4件で最も多く、中原区2件、幸区、高津区、宮前区、多摩区が1件ずつ、川崎区内の3管区は0件。ただし、10月1日以降の対応件数であるため、それ以前の事案は含んでいない。
- ・資料2枚目以降は、通報等を受けた際の対応のフローを示したもの。養護者、施設従事者、使用者とそれぞれフローが異なる。
- ・現在まででは、生命の危険に関わるような深刻な虐待事案はまだない状況だが、施設従事者からの虐待の事案では、支援として良くない対応だが虐待と言えるものかどうか判断しきれないところもある事案がある。良くない対応は直さないといけないのは確かであり、虐待の疑いと考えられるものに対して改善していくためにはどうしたらよいかという対応をしているところ。
- ・事案の中身や弁護士への相談記録については、保健福祉センターの係長会議等を通じて、個人情報に問題ない範囲で共有しており、対応の方法についてもスキルアップできるように考えている。

(3) 地域リハビリテーションセンター整備基本計画の策定について

(萩原担当部長：資料3に基づき説明)

- ・身近な地域で区役所や相談支援事業者、就労援助センターなどの関係機関と協力して専門的支援が受けられるようにしたいと考え、計画を策定した。
- ・要点1として、身近な地域として、川崎市内を3か所に分け、3か所の地域リハビリテーションセンターを整備していく。これまでは、市内1か所だったものが3か所に増やして支援を充実していきたいというもの。
- ・要点2として、3か所の地域リハビリテーションセンターを整備するとともに、各地域の地域リハビリテーションセンターが、ばらばらに対応することがないように、(仮称)障害者リハビリテーションセンターが統括する形をとる。
- ・要点3として、相談を受けるのは良いが、違う窓口への案内をすることが少なくなるよう、専門機関の組織内で方向が決まったり、解決できるような体制を作っていきたい。
- ・要点4として、中原区井田地区の老朽化した施設群を再編しているが、その中にできるリハビリテーションセンターを中部リハビリテーションセンターとして整備していく。

(4) 厚生労働省障害保健福祉関係主管課長会議について

(左近課長：資料4に基づき説明)

- ・大きく変わるものを抜粋して資料を配布している。要点は、1枚目のシートにまとめている。
- ・一つ目に、総合支援法についてポイントを説明する。まず、法律の名前が障害者自立支援法から障害者総合支援法に変わる。次に、日常生活困る人がたくさんいる中で、障害の範囲に難病を持つ方を含める。次に、障害程度区分から障害支援区分へと変更する。次に、重度訪問介護をこれまでの対象から拡大する。次に、グループホームとケアホームについてグループホームに一元化する。次に、地域移行支援の対象を拡大する。次に、地域生活支援事業に障害に対する理解を深まるための研修や意思疎通支援のメニューが追加される。これらについて、施行時期がそれぞれ異なっており、平成25年4月と平成26年4月と段階的になっている。
- ・二つ目に、身体障害者手帳の等級について。ペースメーカーを付けている方や人工弁を入れている方は身体障害者手帳1級となっているが、障害の等級について課題が議論されており、装着時点をもとに判断する方向で国の中で検討されている。
- ・三つ目に、相談支援の充実等について。サービス利用計画について3年かけて、障害福祉サービスを受けている全員を対象とすることと示されている。
- ・四つ目に、自立支援協議会について。自立支援協議会が活性化し、当事者、地域の声を集約して施策につなげていくために、全国の自立支援協議会の専門部会の設置状況等が資料で示されている。
- ・会議全体では多くの議題があったが、資料にあるアドレスからホームページ上で確認することができる。

(赤塚会長)

- ・説明に対して委員の方から質問はあるか。

(委員)

- ・虐待防止法の件で、通報者はどのような方から来ているか。

(滝口担当係長)

- ・正式な数は持ち合わせていないが、本人から4件、通所先の職員から5件、相談支援事業所から1件、本人からの届出も多いというのが印象でもっている。

(委員)

- ・相談支援センターの準備会を行っているところと思うが、参加されている職員がどこに配置されているかわからない段階で話を進めてもしっかりとした意見も言いにくいので、法人単位で進めてみてはと思っている。

(左近課長)

- ・定期的な準備会としては、支援員が自分たちで作っていくという意識を高めるために始めたが、法人の事務局を集めての会議も必要に応じてやり取りをしていきたいと考えている。

(委員)

- ・虐待防止法について、区役所と月1回程度の話し合いをされていると説明があったが、通報する側の施設の職員や相談支援事業者が、どういうことで通報したかという受け止め方と、受けた側の温度差をこれからどのように調整していくのか。相談支援事業者は相談を受けている場合もあり、そこで温度差があっては虐待の対応としていけないと思うので、今後の調整はどのように考

えているか。

(左近課長)

- ・判断の責任を持つ立場として、行政の中で横の情報交換をしながら意識合わせをしていきたいと考えている。相談支援事業所も大事な役割を担っていただいているので、今後、場合によっては研修の形式になるのかもしれないが、場は大事と思っている。また、来年度からは、基幹型相談支援センターにも一定の役割を担っていただきたいので、法人とやり取りしながら決めていきたいと考えている。

(委員)

- ・区によって、市によって対応に違いがあってはいけないと思うので、ぶれないような対応をお願いしたいと思う。

(委員)

- ・虐待の相談の窓口が明確になって良かったと思っているが、周辺に関して取り扱いがされにくいケースがある。一つは、セルフネグレクトの概念で、一人暮らしで自暴自棄の暮らしになってしまっている人、ゴミ屋敷になっていたり、食生活がひどくなったり、就労から切れて生活保護の申請にも至っていない人たちを最近セルフネグレクトと言って、支援の対象と言われている。
- ・もう一つは、障害者が誰かを虐待するパターンがたくさんある。障害者自身が家族を殴るとか、子どもを殴るとか、以上のような事案は、障害者が虐待されている方への相談ですよと限定されてしまうよりも、障害者の人権が脅かされている案件と広くとっていただいて介入することが大事と思う。

(赤塚会長)

- ・虐待に至らせないこと、いきいきと暮らすことのできる社会をつくっていくことが虐待防止法の大きな目的であり、市の責任でもあるが、この法律の対象以外にも目を向けて欲しいという意見。よろしくお願いしたい。

(委員)

- ・3点あり、虐待防止法の対応の体制は3月までということを進めているものですが、4月以降どういう形で動くのか教えて欲しい。
- ・2点目が、地域リハビリテーションセンターの基本計画で、第3次ノーマライゼーションプランの中で精神科救急は精神保健福祉センターの機能を強化すると記載されているが、今回の計画では精神科救急の記載がないのでどう考えているのか。
- ・3点目は、総合支援法が平成25年4月から施行されるが、難病の方が障害者の対象となるので、市の対応はケースワークを含めてどのように考えているか教えていただきたい。

(左近課長)

- ・虐待対応については、基本的にはこのフローを4月の時点で変える予定はない。ただし、相談支援事業所が4月から再編されるので、今の生活支援センターの関わりは担当者としての関わりであるが、4月以降は、担当していない人も含めて地域で支援の大変な方を基幹型が入ってくるので、どういう形で入っていくかは検討していく。

(萩原担当部長)

- ・資料3の2ページ目に全体像が示されているが、精神科救急の今後のあり方と体制整備については、資料右側の施設構成の部分で、(仮称)障害者リハビリテーションセンターで、この組織は市全体に関わる施策を展開する組織として作っていききたいと考えており、川崎区・幸区に整備さ

れる予定であるが、どこに整備するかも市の中で確定しておらず、場所を含めてどういった機能を担うかについても今後、検討を進め説明していきたいと考えており、その中で精神保健福祉センターの本体機能もあるので精神科救急の機能も取り込んでいくのか、その他の手法もあるのか考えていきたい。精神科救急の体制については、精神障害のある方の支援の枠組みの中では大きな課題と考えており、委員のほうからも様々な意見をいただきながら考えていければと思っている。

(左近課長)

- ・難病の方への対応については、これまでの市の対応は健康福祉局の健康増進課で所管している。国の動きとしては、難病の方への支援のあり方を構築すべきと国から答申が出されており、健康増進課でもどのように対応していくか検討していると伺っている。総合支援法の中では、日常生活を送る中で福祉サービスが必要な方が謳われているので、その窓口や手続を行うかは課題になってくると思っている。難病の方が患者が何人いるかなど市内の実態が把握できておらず、身体障害者手帳を持っていれば必要なサービスを受けているが、難病で身障手帳を持っていないヘルパーなどの支援が必要な方がどれほどいるか把握するのが難しい状況。難病独自の制度として、ヘルパーの制度や日常生活用具の制度が市独自にあるが、両方合わせて20人弱の方が利用されている。総合支援法の対象となることで、どれほど拡大されるのかは今後の課題と思っている。

(委員)

- ・難病について、区分認定調査などもあるが、厚生労働省からは2月から3月にかけて正式な省令などが示されると思っている。区の障害者支援の担当で区分の認定調査に行くのか、生活障害の把握や中身の理解ができていない中で、調査に行ってもしつかりした聞き取りができないことを懸念している。現在、区では、難病の方への生活面でのバックアップを地域保健福祉課の保健師が行っており、区分認定調査のために研修を受けていただき、認定調査に言っただかかないと、3障害の中で誰も聞き取りができないのが現実と考えている。難病の方がどういう病気を持っていて、どういう生活障害を持っているのか、障害関係の方はほぼ知らない。実際に関わっていただいている方が聞き取り等を行っていただきたいと考えている。

(赤塚会長)

- ・難病の中での対象がはっきりするのが来年に入ってからということで、忙しいことになるが、準備していく必要はあろうかと思う。川崎でも発達障害者や高次脳機能障害など支援を行いながら確立してきたので、今後どうしていくかについては課題と思う。

(委員)

- ・難病については、以前から健康増進課と連携して、身体障害を担当しているれいんぼうや北リハに相談はあった。難病は特に難しいとは思っていない。難病はそれで特徴があるが、インターネットである程度の症状なのかわかるので、初めて出会う難病もあるが、アセスメントすることはそれほど難しいものではないと感じている。

(委員)

- ・身体障害についてはそうかもしれないが、身体障害の方が区分認定を行っている中で、3月以降、難病の方が手帳を持たずに相談に来られた時に身体障害の相談を受けるマンパワーが少ない中で対応できるのか、身体障害の方が全て対応できればよいが、知的や精神の担当については難しいと考えている。

(委員)

- ・難病の方にも身体障害になる前から相談をいただいている方もおり、難病の方でも神経障害で高次脳機能障害のみ出ている方もおり、既に対応を行っているので研修をできればと思う。難病も種類が多いので、治療法はおおよそはプレドニンを使用した治療法がそれしかない状況なので、それを使った時にどのような状態になるのかマニュアルが作られる必要があるのかと思う。

(委員)

- ・軽度の方が社会参加するときに、障害の枠であれば働きやすいというニーズもあるかと思う。企業側では、障害者雇用の枠としてカウントできるシステムになっていないのが現状だと思う。

(委員)

- ・手帳を持っていなくても、相談があった際には、支援をしていく中でとりあえずは精神保健福祉手帳を取得しましょうと促すこともある。

(赤塚会長)

- ・今後は、障害の枠で支援していくことになるので、就労も含めて幅広い対応が求められるので、遅れのない準備をお願いしたいと思う。

3. 専門部会の進捗状況について

(1) 暮らし部会

- ・事務局渕上氏から資料5に基づき説明。
- ・資料は、直近の運営会議で諮ったものから、暮らし部会担当の中で再度検討を進めたため、事務局会議や運営会議で諮ったものではなく、今回初めて提出させていただいたもの。
- ・資料に沿って説明。
- ・質疑は特になし

(赤塚会長)

- ・自立支援協議会が設置する専門部会とはどういうものであるべきか、よく考えながら進めていただいているということを理解していただければと思う。

(2) 相談支援部会

- ・相談支援部会別府副会長から資料6に基づき説明。
- ・前回の全体会議で議論いただいた、前年の研修企画部会での検討してきた考えを引き継ぎながら進めていただきたい、自立支援協議会の専門部会の設置の中でボトムアップ的に設置されている印象がないという各委員からの意見もいただきながら、設置を了承いただき、その後部会を3回開催した。
- ・資料に沿って説明。

(委員)

- ・相談事業を行っている法人のリーダーが相談事業の価値や方法を学習する機会が重要と思っている。現場のスタッフのレベルアップはもちろんだが、組織のリーダーが相談事業をどのように位置付けているのか、認識を深めていただく研修が必要ではないかと思う。

(赤塚会長)

- ・川崎市の相談支援事業が注目されているように聞いているが。

(角野職員)

- ・来年度の相談支援センターの公募をホームページ上でも行った関係か、札幌市、大阪府枚方市、埼玉県草加市の職員が調査に来られた。昨日も東京都北区から同様の依頼があつて調査に来られる予定。電話でも四国や三重県の自治体から問い合わせがあり、注目していただいている状況。

(赤塚会長)

- ・問い合わせに答えながら、課題を考えていくことも重要なこと。これからも、皆で考え合いながら次のステップに進めていければと思う。

(委員)

- ・基幹型の準備会を法人から出席していると思うが、次に法人の事務方も呼んでということを知っているが、法人の中心の管理職が出席できる場を増やしていただいて、その人たち自身が相談支援をよくわかっていない中で、出席している人にすべて任せてしまうとうまくいかないと思う。担当となっている管理職がよくわかって人事も行い相談支援体制もつくっていくことが必要と思うので、方法としては必要と思う。

(委員)

- ・民間事業者は、相談業務の文化や歴史が乏しいと思う。批判はされても行政は児童相談所や精神保健福祉センターや福祉事務所など、相談業務の文化や歴史がある。このケースに関しては、面接の場をこちらにしようとか、職員を守る文化があつて、民間にはそこに弱さがあつて、職員を守る仕組みを組織として作ることが大事だと思う。

(赤塚会長)

- ・自立支援協議会としても大事にしていければと思う。

(3) こども部会

- ・部会長欠席のため代理でこども福祉課山口課長から資料7に基づき説明。

(委員)

- ・これだけ幅広い委員がいらっしゃるのでは意見があつたと思うが、県の育成会でも同じようなものを作られているので内容を確認しながらお願いしたい。

(山口課長)

- ・書式については固めてこれではいけないというわけではなく、その人にとって必要なものをホームページからダウンロードしていただいて使っていただくような柔軟な仕組みを考えており、色々と参考にしているところです。

(委員)

- ・親のきめ細かすぎる神経質な目線を促すような制度は控えた方が良く思っている。もっと大らかでのんびりとした親子関係を促すような環境や支援を大事にしてほしい。重度な子どもで自ら言葉が出せない親で、親亡き後のメッセージとして作っていくことは価値があると思うが、障害児全体に普及させていこうということは無理がないか。

(山口課長)

- ・御意見ありがとうございます。参考にさせていただきたいと思います。

(赤塚会長)

- ・どのように渡すかと言うことと関係あると思うが、支援の中でつかうとか、支援につなげるとか上手に使わないと、そのあたりもよろしくお願いします。

(委員)

- ・サポートノートを誰がどこで持つのかも疑問に思う。県の育成会でも問題となっていたと思うので検討していただきたい。

(赤塚会長)

- ・東京都知的障害者育成会で作成したものをいただき、自立支援協議会でお配りしたこともあった。相談に行く時にいちいち話すことを省くという意味と、子どもの育ちを親としてしっかり把握するという意味とで、使い方についても丁寧に説明していた。第2版を作成するときに震災があったときにも必要な情報を入れたと聞いている。あちこちで作られていて、川崎市版として使えるもの意味のあるものにしていただきたいと思う。

4. その他

(赤塚会長)

- ・各区からの協議会の報告については、事前に配布させていただいた資料で説明に代えさせていただければと思う。質問があればお願いしたい。(特に質問はなし)

事務連絡

(滝口担当係長)

- ・川崎市の自立支援協議会のホームページを開設したことについて資料8に基づき説明。自立支援協議会が培ってきた財産を見えるような形でホームページ上で公開していきたい。
- ・連絡会議の開催について資料9に基づき説明。11月14日(水)午後当事者をテーマに生涯学習プラザにて開催予定。現在の協議会の運営が、当事者の支援ではなく、支援者側の目線で進められているのではと言う声も実際に聞いている。昨年は堺市から当事者をお招きしてシンポジウムを開催したが、今年度は川崎で当事者参加について検討を深めるということで企画した。
- ・その後、1月31日(木)午後防災をテーマに多摩市民館にて、3月28日(木)に子どもをテーマにエポックなかはらにてそれぞれ開催予定。
- ・全体会議については、次回3月22日(金)午後予定しているので、日程の調整をお願いしたい。次回は、専門部会の報告をいただき、全体会の中で市の協議会の中での総意をつくりあげていきたい。
- ・来年度以降の自立支援協議会のあり方についても事務局会議で検討を始めるところであり、次回全体会議で報告させていただきたい。

(赤塚会長)

- ・市の協議会では、当事者参加とはどういうことなのか皆で考えていこうと、区協議会の中でそれぞれに取り組んで、当事者参加とはどういうことではないかという探りながら進めてきたので、当日はその報告を行う。定員は100名だが、通常の連絡会議は区協議会の委員が対象であるが、参加者はオープン形式で行う。多くの方に参加していただいて考えていければと思うのでよろしくをお願いしたい。

(委員)

- ・区の協議会でも当事者参加も進んできたことは聞いているが、それでもなかなか進まないのはどういったところに原因があるのか疑問に思っているが。

(赤塚会長)

- ・どうすることが当事者参加なのか、難しい課題であると考えてきた。今日は、ルビを振った資料を用意した。これは、どうあろうか。各区の協議会において、それぞれに考え、形にし、その取り組みから相互に学びあおうということで、ここまで進んできた。また、いち早く当事者部会を設置した堺市の自立支援協議会の当事者メンバーをお呼びしてセミナーを行ったりもした。簡単に答えが出るものではないようにも思う。

(委員)

- ・何が障壁になって当事者参加が進まないのか。当事者参加がどういう意味を持っているのかということが、出席している自分にとっても大きなテーマである。

(赤塚会長)

- ・当事者を委員に入れましょうと軽く考えればよいということではなくて、もっと重く考えていくべきものと思う。

(委員)

- ・最初、違う人がこの会の担当だったが、誰か一人出なくてはいけないとなって、会で誰かやってくれる人と言ったが、難しいとか、仕事があるから行けないとか、土日だったら行けるけど平日休めないとか、行く人がいないとなって、誰か出ないといけないとなって、最初難しいと思ったのだが、皆難しい、わからない、わからないのに出てもと言う人がいた。

(赤塚会長)

- ・今日の会議は、難しかったですか。

(委員)

- ・そうですね。

(委員)

- ・障害者のことを協議しているのに、殆ど行政関係、生活支援センターの周りの話なので、我々障害者のほうにまで話が行っていない気がする。だから、自立支援協議会は何なのかということが当事者のほうはわからないことが多い。多摩区では幸いにも当事者を加える募集があったので何名か委員として参加しているが、区でもその部分で止まっているので実際の当事者にはわからないところが実態。

(赤塚会長)

- ・区の協議会のメンバーになったから当事者参加ができているというわけでもない。参加して意見がどのように反映されているのかということもあるだろう。今度開催する連絡会議では、各区の協議会が当事者参加をどのように進めてきたかについての報告がある。そこからも学びあいたいと思っている。

(傍聴者)

- ・すいません。

(赤塚会長)

- ・傍聴者から発言を許可したいがよろしいか。(了解)

(傍聴者)

- ・連絡会議の時間帯が長く感じており、障害の軽い人だと耐えられても、重い人は座り続けることも難しいし、全体の時間も長いし、休憩時間も短いし、耐えられないと遠慮になってしまうと思う。

(赤塚会長)

- ・御指摘の点、考えさせていただく。ありがとうございました。

(山口課長)

- ・前回の全体会議の際に話題となった、自立支援協議会が連携していく要保護児童対策協議会について、資料10に基づき説明。自立支援協議会と要保護児童対策協議会の連携については、こども福祉課でどちらの会にも出席させていただいているので連携を深めていきたいと思う。

(赤塚会長)

- ・本日の会議はこれで終わりにしたい。次回は3月22日。専門部会その他の案件についても引き続き関心を寄せていただくようお願いしたい。本日は、ありがとうございました。

以上